ボルトングループ

NEWS LETTER

MANAGEMENT SERVICE

10
2026

2026年10月号のニュースレターをお届けします。
掲載内容に関してご不明な点等があれば
当事務所までお問い合わせください。



◆令和8年中の従業員等への金銭の貸付利率は「年1.3%」
◆安心安全 国がつくった 小規模企業共済
◆身代金要求ウィルス ランサムウェア被害過去最多
◆飲食料品に係る2年間の消費税率引下げについて
◆ぐんま賃上げ促進支援金
◆令和8年度ぐんま賃上げ促進支援金について
◆54円～65円の引上げとなる 今年度の最低賃金改定
◆研修・教育訓練を実施するときの労働時間の考え方
◆M&A譲渡し情報

Bolton

ボルトン税理士法人

㈱ボルトン労務管理事務所

㈱開業医支援さくら会

㈱北関東M＆Aサポート

令和８年中の従業員等への金銭の貸付利率は「年1.3%」

無利息や低い利率での貸付けは給与課税の対象

会社が役員又は使用人（従業員等）に金銭を貸し付けた場合、一定の利息相当額を従業員等ではなく会社が負担したときは、原則として給与課税の対象となる。

この場合の利息相当額は、会社が他から借り入れて従業員等に貸し付けた場合はその借入金の利率により算出し、その他の場合は、貸付けを行った日の属する年に応じた利率により計算する。令和８年中に行った貸付けは、「年1.3%」の利率で利息相当額を算出する。

災害等に伴う金銭貸付けは給与課税の対象外

従業員等に無利息又は低い利息で金銭を貸し付けた場合、一定の利率（【参考】）により計算した利息の額と実際に支払う利息の額との差額が給与として課税される。ただ、次の①から③のいずれかに該当する場合には、給与として課税しなくてよい（所法36、所基通36－15、36－28）。

① 災害や病気などで臨時に多額の生活資金が必要となった従業員等に、その資金に充てるため、合理的と認められる金額や返済期間で金銭を貸し付ける場合

② 会社における借入金の平均調達金利など合理的と認められる貸付利率を定め、この利率によって従業員等に対して金銭を貸し付ける場合

③ ①及び②以外の貸付金の場合で、一定の利率により計算した利息の額と実際に支払う利息の額との差額が１年間で5,000円以下である場合

利率は毎年見直し

従業員等に貸し付けた金銭の利息相当額は、その金銭が会社が他から借り入れて貸し付けたものであることが明らかな場合には、その借入金の利率により、その他の場合には、貸付けを行った日の属する年の「租税特別措置法第93条第２項（利子税の割合の特例）」に規定する利子税特例基準割合による利率により評価することとされている（所基通36－49）。

利子税特例基準割合は、各年の前々年の９月から前年の８月までの各月における短期貸付けの平均利率の合計を12で除して計算した割合として、各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する「平均貸付割合」に、年0.5％の割合を加算した割合とされる（措法93②）。

令和８年の平均貸付割合は、令和７年11月28日付け財務省告示305号により、「年0.8％」とすることが告示された。したがって、令和８年中に貸付けを行った場合の利息相当額の計算上用いる利率は「年1.3％（＝0.8％＋0.5％）」となる。

【参考】従業員等に貸し付けた金銭の利息相当額計算上の利率

１．会社が他から借り入れて貸し付けた場合：その借入金の利率 ２．その他の場合：貸付けを行った日の属する年に応じた次に掲げる税率 ・令和４年から令和７年中に貸付けを行ったもの　0.9％ ・令和８年中に貸付けを行ったもの　1.3％

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

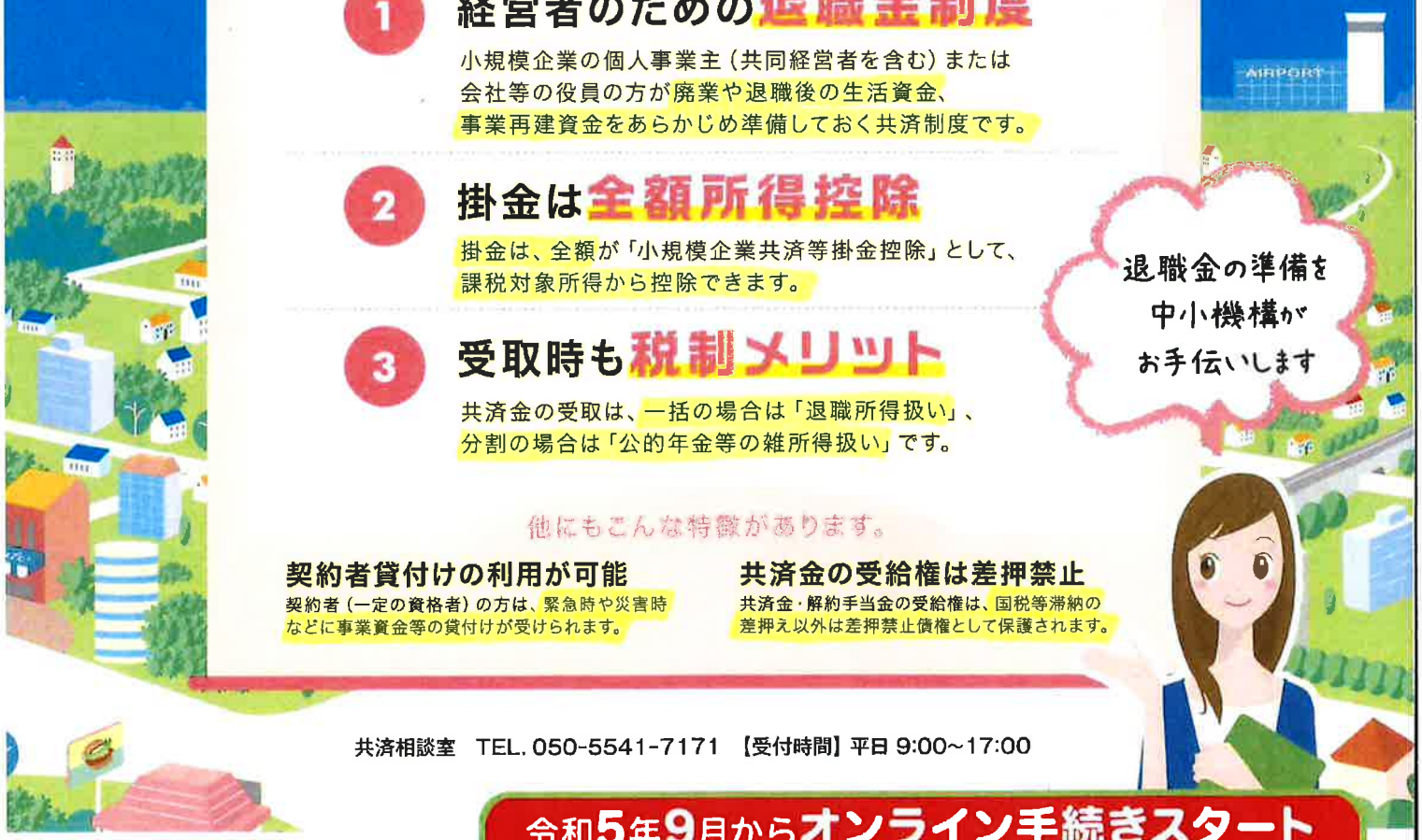
2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

退職金の準備を
中小機構が
お手伝いします



他にもこんな特徴があります。

契約者貸付けの利用が可能
契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

共済相談室　TEL. 050-5541-7171　【受付時間】平日 9:00~17:00

令和5年9月からオンライン手続きスタート

ご要望の多い一部の手続きについてオンライン手続きが出来ます。新規加入、掛金払込証明書の電子交付、掛金月額の増額減額、氏名・住所等の変更　など

小規模企業共済制度の詳しい内容は
2次元コード又はホームページからご確認ください。
小規模共済　検索

Be a Great Small.
中小機構

中小企業の価値を、
日本の原動力に。

2024.2

身代金要求ウィルス
ランサムウェア被害過去最多
上半期123件 中小企業が6割

警察庁は１０日、企業などのデータを暗号化する身代金要求型ウイルス「ランサムウェア」の今年上半期（１～６月）の被害が１２３件で、過去最多だったと発表した。期間中に同庁が検知したサイバー攻撃の予兆とされる不審な通信は前年同期比の５割増で、今後も被害が相次ぐ恐れがある。

警察庁によると、今年上半期の被害は前年同期比７件増で、半期ごとに統計を取り始めた２０２０年以降で最多だった。

内訳は中小企業が約６割の７９件で、大企業は３１件に上った。業種別では「製造業」が３７件、「卸売・小売業」が１５件、「情報通信業」や「医療・福祉」などは各９件で、幅広い業種が狙われていた。

被害企業へのアンケート調査では復旧に１０００万円以上を要したケースが６割を占めた。「１億円以上」という回答も含まれていたほか、復旧までに１か月以上かかる企業も目立った。

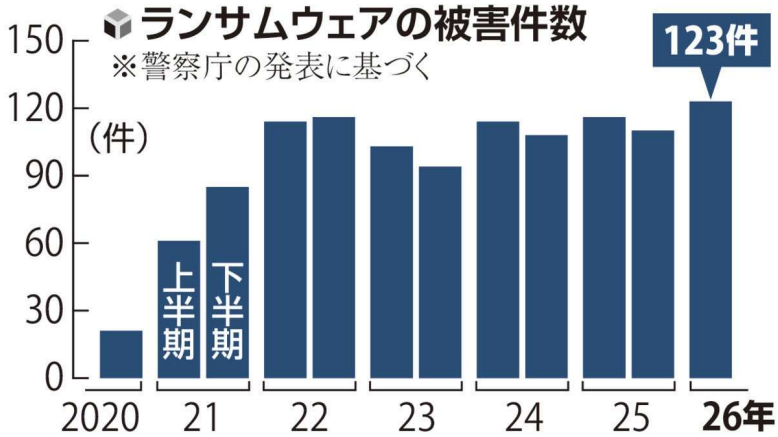
今年上半期には、サイバー空間で、企業のＶＰＮ（仮想プライベートネットワーク）機器などの弱点を探索する動きも活発化した。同庁が設置したセンサーが検知した不審な通信は１日当たり１万３６８７件で、前年同期から約４６００件増えた。

通信元を国別で分析した結果、米国が最多で、オランダ、ブルガリア、英国などと続いた。犯罪組織は国内外で企業などのシステムの弱点を探して不正に侵入し、ランサムウェアなどのサイバー攻撃を仕掛けているとみられる。

ランサムウェアの被害を巡っては今年２月、川崎市の病院から１万人以上の患者の個人情報が流出したことが判明。東京都も３月、都の調査研究事業の再委託を受けていた民間の調査会社で、一部のファイルが暗号化される被害が確認されたことを明らかにした。

その後も被害は続き、ロシア系とみられるハッカー集団「ＲａｎｓｏｍＨｏｕｓｅ」は７月、冷凍食品大手のニチレイにサイバー攻撃したとする犯行声明を公表した。同社のシステム障害により取引先で納品の遅れが生じるなど深刻な影響が出た。

同庁では被害防止に向けて、ソフトウェアを更新するなどのセキュリティー対策を呼びかけている。インターネットや社内システムと切り離した「オフラインバックアップ」の取得や、サイバー攻撃を想定した業務継続計画（ＢＣＰ）の策定なども効果的という。



飲食料品に係る２年間の消費税率引下げについて

国税庁
令和8年9月

本リーフレットは、「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」(令和8年9月15日閣議決定)において示された改正案の内容を説明したものです。この内容は、今後、法案が国会に提出され、審議を経た上で可決・成立した場合のものです。

令和9年4月1日から令和11年3月31日までの2年間、飲食料品に係る消費税率が１％(国・地方合計)に引き下げられます。

1 対象品目と適用税率

- 税率1%の対象とされるのは、**飲食料品の販売**及び保税地域から引き取られる飲食料品となります。
 - ✓ この範囲は、**令和9年3月31日以前において税率8%の対象である飲食料品の範囲と同様**です。対象品目の詳細については、**軽減税率制度Q&A(個別事例編)**をご覧ください。
- 適用税率(令和9年4月1日から令和11年3月31日まで)は次のとおりです。

	飲食料品	新聞の定期購読	その他
消費税率 (地方消費税率を含む)	1%	8%	10%

税率の適用に当たり、次の経過的な取扱いが設けられます。

2 税率変更に伴う経過的な取扱い

- 税率が引き下げられる令和9年4月1日以後に行われる飲食料品の販売であっても、**一定の定期供給契約や通信販売に基づくものについては、これまでどおり税率8%が適用されます。**
 - ✓ 税率1%を前提として「契約等をしていることが確認できる場合」や「契約等が変更された場合」を除きます。

売上げに係る税額より**仕入れに係る税額が大きくなる場合、課税事業者として一般課税**(本則課税)で申告することで、**消費税の還付**を受けられます。

今回の改正では、必要な届出書の提出時期について、次の特例が設けられます。

3 免税事業者から課税事業者になるための届出に関する特例

- 飲食料品の販売を行う免税事業者は、**令和9年4月1日の属する課税期間中**(例えば、個人事業者であれば令和9年末まで)に**「課税事業者選択届出書」を提出**すれば、その課税期間から**課税事業者となることができます。**



- ✓ この特例を適用する場合、令和9年1月1日から課税事業者となり、**1月から3月までの飲食料品の販売については、税率8%が適用**されます。また、令和9年及び令和10年の**2年間は課税事業者**となります。
- ✓ ただし、**インボイス発行事業者の登録を受ける場合、課税期間の途中**(例えば、税率引下げにあわせて令和9年4月1日)**から課税事業者となることができる経過措置**もあります。

4 簡易課税から一般課税(本則課税)になるための届出に関する特例

- 飲食料品の販売を行う簡易課税事業者は、**令和9年4月1日の属する課税期間中**(例えば、個人事業者であれば令和9年末まで)に**「簡易課税制度選択不適用届出書」を提出**すれば、その課税期間から**一般課税により申告することができます。**
- また、簡易課税を選択した場合、2年間はその適用を継続する必要がありますが、飲食料品の販売を行う簡易課税事業者の**令和9年4月1日の属する課税期間**については、**この2年間の継続適用要件**(いわゆる2年縛り)**は適用しない**こととされます。

飲食料品の販売を行う簡易課税事業者について、**税額の計算方法に関する特例**が設けられます。

5 簡易課税制度の計算方法の特例

※ **2割特例・3割特例**を適用する場合も**同様**です。

- 簡易課税制度を適用して申告する場合、業種区分にかかわらず、**飲食料品の販売**(1%対象)**に係る売上税額と同額の仕入税額を計上することとされます**(この場合、その他の売上税額にみなし仕入率を乗じた額との合計額を仕入税額控除します。)。

計算例

	みなし仕入率	売上金額
・飲食料品の小売	【第2種(80%)】	2,000万円(税20万円)
・雑貨などの小売	【第2種(80%)】	300万円(税30万円)

税率1%



売上税額 50万円(20万円+30万円) − (飲食料品に係る仕入税額 20万円(売上税額と同額) + みなし仕入率による仕入税額 24万円(30万円×80%)) = 納付税額 6万円

飲食料品の販売を行う事業者について、**中間申告税額を軽減できる特例**が設けられます。

6 中間申告制度の特例

- 令和9年4月1日以後に開始する中間申告対象期間に係る中間申告を行う場合、その**直前課税期間の飲食料品に係る売上げ・仕入れに税率1%**(引下げ後の消費税率)**が適用されたものとしたときの消費税額に基づく中間申告税額**(国、地方の税額。税額がなければゼロ。)を記載した、**仮決算による中間申告書を提出**することができます。
 - ✓ 消費税率引下げの終了時においても、直前課税期間の飲食料品に係る売上げ・仕入れに税率8%が適用されたものとして中間申告税額を計算できる特例が設けられます。

価格表示について、**値札の貼り替え等に係る事務負担に配慮した特例**が設けられます。

7 飲食料品の総額表示義務の特例

- 税率引下げに対応した総額表示に直ちに対応することが困難な事情がある場合、**令和9年2月1日から5月31日までの間は**、飲食料品について、**実際の支払額と誤認させない掲示等をしていることを条件に、税率8%又は1%での総額表示をしておくことが認められます**(新旧税率の混在による表示も認められます。)。
 - ✓ 「困難な事情」とは、例えば、「夜間の値札の貼り替え作業に対応できない」、「カタログや商品パッケージ自体に価格が印字されている」等の理由から、税率変更時に適切な税率での総額表示が間に合わない場合が該当します。
 - ✓ 消費税率引下げの終了時(令和11年2月1日から5月31日)においても同様の特例が設けられます。

◆ 消費税率引下げに関する一般的な**お問い合わせ**は、以下で受け付けています。

消費税軽減税率・インボイスコールセンター
専用ダイヤル **0120-205-553**
【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く。)

◆ そのほか、消費税率引下げについて、詳しくは国税庁ホームページの**特設サイト**をご覧ください。

消費税率引下げサイト

ぐんま賃上げ促進支援金

第2期
始まります

従業員の賃金を一定額以上引き上げた場合、

1期あたり40人分、最大200万円の支援金

（2期合計のべ80人分、最大400万円）

を支給します。

賃上げ期間

★★　第2期の受付が始まります！ ★★
対象となる賃上げ期間は**2期**あります。
第1期と第2期の両方で賃上げを行った場合には、
それぞれで申請が可能です！

第1期：　令和8年1月1日から　令和8年8月31日まで
第2期：令和8年9月1日から 令和8年12月31日まで

支給額

賃金を5%以上引き上げた場合、第1期・第2期それぞれで
1人あたり5万円、最大40人分（のべ80人分）

「小規模な事業者」のみ　次の特例を利用できます！
賃金を3%以上引き上げた場合、第1期・第2期それぞれで
1人あたり3万円、最大20人分（のべ40人分）

支給対象者

県内に事業所を有する中小企業等
※ 医療法人、社会福祉法人、農業法人等もご利用いただけます。

申請期限

第1期分：令和8年 9月30日（水）まで

該当する方は
お急ぎください！

第2期分：令和9年 **1月31日（日）** まで

予算には限りがあります。
早めの申請をおすすめします。

申請方法

特設サイトから申請
https://gunma-chinage.pref.gunma.jp/

沼田市・渋川市・東吾妻町・大泉町では、上乗せを実施しています。
※ 詳細は特設サイトを御確認ください。
※ 本事業は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を財源として実施する事業です。

くわしい申請手続きは裏面

添付書類

① 支給対象従業員に係る労働条件通知書の写し又は雇用契約書の写し

② 賃金台帳等の写し(賃上げ月とその前月の基本給を比較します。)

③ 支援金振込先口座情報(金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義等)が分かる預金通帳の写し等

申請時点で、パートナーシップ構築宣言に会社名が公開されていない法人のみ

④ パートナーシップ構築宣言に係る事務局からの受付完了メールなど（登録が完了していなくても申請できます）

※ 審査において、その他必要な書類の提出を求めることがあります。

申請方法

特設サイトの申請フォームから申請してください。

特設サイト：https://gunma-chinage.pref.gunma.jp/



申請手続きはオンラインで完結！
郵送手続きは不要です

1. 特設サイトへアクセス
2. 申請フォームに必要事項を入力
3. 必要書類を添付
4. 入力終了・申請
5. 申請完了！

申請受付から振込まで**約4週間**ほど

※ 振込までの期間は、申請書類の不備等の状況や申請時期などによって、さらに期間を要する場合があります。予め御了承ください。

お問い合わせ

【ぐんま賃上げ促進支援金について】

ぐんま賃上げ促進支援金事業事務局

電話 050-6892-9990

【受付時間 9:00～17:00(土・日・祝を除く)】

お問い合わせフォーム
https://tayori.com/f/gunma-chinageshien/ ▶▶▶

【市町の上乗せ支援について】

沼田市役所 経済部 産業振興課	電話 0278-23-2111	東吾妻町役場 まちづくり推進課	電話 0279-68-2111
渋川市役所 商工観光部 商工課	電話 0279-22-2596	大泉町役場 住民経済部 経済振興課	電話 0276-63-3111

令和8年度ぐんま賃上げ促進支援金について

【6月15日（申請開始）～8月14日の申請額】 約4.3億円（予算執行率32.7%）

○昨年度と比較し、申請開始当初の伸びは劣るが、その後は継続的に申請があり、**申請受付数・金額とも昨年度を上回るペース**で推移。

年度	①対象期間	②申請受付数	③申請金額	④予算額 （R7は実績額）	⑤執行率 （③/④）
R8	**6/15～8/14の2ヶ月**	**1,725件**	**431,020千円**	**1,320,000千円**	**32.7%**
R7	7/14～9/12の約2ヶ月	1,034件	307,000千円	1,004,770千円	30.5%

54円～65円の引上げとなる今年度の最低賃金改定

最低賃金の種類と改定時期

賃金額は本来、労使で自由に決めることができるものですが、「最低賃金」として企業が従業員に最低限支払うべき額が定められています。

この最低賃金には、都道府県ごとに定められた「地域別最低賃金」と、特定の産業に従事する労働者を対象に定められた「特定（産業別）最低賃金」の２種類があります。2025年度の「地域別最低賃金」は、2026年３月31日発効とする県もありましたが、2026年度は、一番遅くなる県でも2026年12月２日発効予定で、全都道府県で年内に改定される見込みです。

2026年度の地域別最低賃金

厚生労働省は地域別最低賃金額の改定の目安額を都道府県ごとにA～Cランクに分けて示しています。

2026年度に示された目安額はAランク54円、B・Cランク56円とされていましたが、都道府県労働局での審議の結果、目安額と同じ金額になったのが14都道府県、上回ったのが33府県となりました。なお、地域別最低賃金額と発効日は官報に公示されて正式な決定となります。

表　2026年度の地域別最低賃金（単位:円）

都道府県	最低賃金時間額		目安	引上額	発効年月日
	改定前	改定後			
北海道	1,075	1,131	B	56	2026年10月1日
青　森	1,029	1,090	C	61	2026年10月29日
岩　手	1,031	1,090	C	59	2026年12月1日
宮　城	1,038	1,098	B	60	2026年10月1日
秋　田	1,031	1,090	C	59	2026年10月14日
山　形	1,032	1,092	C	60	2026年10月30日
福　島	1,033	1,094	B	61	2026年10月16日
茨　城	1,074	1,136	B	62	2026年10月18日
栃　木	1,068	1,125	B	57	2026年10月1日
群　馬	1,063	1,120	B	57	2026年10月3日
埼　玉	1,141	1,196	A	55	2026年10月1日
千　葉	1,140	1,195	A	55	2026年10月1日
東　京	1,226	1,280	A	54	2026年10月1日
神奈川	1,225	1,279	A	54	2026年10月1日
新　潟	1,050	1,108	B	58	2026年10月1日
富　山	1,062	1,119	B	57	2026年10月1日
石　川	1,054	1,113	B	59	2026年10月3日
福　井	1,053	1,112	B	59	2026年10月4日
山　梨	1,052	1,113	B	61	2026年11月1日
長　野	1,061	1,117	B	56	2026年10月2日
岐　阜	1,065	1,121	B	56	2026年10月1日
静　岡	1,097	1,154	B	57	2026年10月15日
愛　知	1,140	1,195	A	55	2026年10月1日
三　重	1,087	1,143	B	56	2026年10月1日

都道府県	最低賃金時間額		目安	引上額	発効年月日
	改定前	改定後			
滋　賀	1,080	1,136	B	56	2026年10月3日
京　都	1,122	1,180	B	58	2026年11月16日
大　阪	1,177	1,231	A	54	2026年10月1日
兵　庫	1,116	1,172	B	56	2026年10月1日
奈　良	1,051	1,107	B	56	2026年10月4日
和歌山	1,045	1,101	B	56	2026年10月3日
鳥　取	1,030	1,090	C	60	2026年10月3日
島　根	1,033	1,092	B	59	2026年10月10日
岡　山	1,047	1,104	B	57	2026年10月2日
広　島	1,085	1,141	B	56	2026年10月11日
山　口	1,043	1,101	B	58	2026年10月8日
徳　島	1,046	1,103	B	57	2026年11月1日
香　川	1,036	1,092	B	56	2026年10月1日
愛　媛	1,033	1,093	B	60	2026年11月1日
高　知	1,023	1,086	C	63	2026年10月29日
福　岡	1,057	1,114	B	57	2026年10月4日
佐　賀	1,030	1,095	C	65	2026年11月15日
長　崎	1,031	1,087	C	56	2026年11月2日
熊　本	1,034	1,092	C	58	2026年12月1日
大　分	1,035	1,096	C	61	2026年11月1日
宮　崎	1,023	1,085	C	62	2026年10月24日
鹿児島	1,026	1,090	C	64	2026年10月25日
沖　縄	1,023	1,086	C	63	2026年12月2日

※2026年９月４日時点の答申状況です。

研修・教育訓練を実施するときの労働時間の考え方

このコーナーでは、人事労務管理で問題になるポイントを、
社労士とその顧問先の総務部長との会話形式で分かりやすくお伝えします。


総務部長

当社では、仕事に役立つ資格を取得することを推奨しています。先日、資格取得を目指す従業員から、すでに資格を取得した従業員を講師として、仕事が終わった後に会社で研修会を開きたいと申出がありました。


社労士

なるほど。資格を取得している先輩からの学びは役に立ちそうですね。



はい。自主的なもので、会社としても支援したいと思っています。ただ、会社に残り、会社の施設で研修会を行うことにより労働時間として判断されないかを心配しています。



今回のケースでは、会社が従業員に対し研修会の参加を必須とせず、従業員が自らの意思で研修会に参加するのであれば、労働時間に該当しないと考えてよいでしょう。



なるほど、会社が指示していないことは重要なポイントになるのですね。その他の注意点はあるのでしょうか。



例えば、会社としては研修会を「自由参加」としていても、参加しないと業務に支障が生じたり、不参加の場合に人事評価に影響するなどの場合には、参加が事実上強制されていることとなり、労働時間に該当すると判断される可能性が高くなります。



今回は、そのようなことはないと思いますが、研修会を運用する際には注意が必要ですね。



そうですね。特に、会社での研修会となると、終わらなかった仕事が気になって研修会後に仕事をしたり、他の従業員から仕事の話を持ち掛けられて、実際には仕事の相談に対応せざるを得なかったとなったりすることもあると思います。そのため、研修会に集中できる環境の整備も必要になりそうです。研修会の終了後にタイムカードを打刻するときには、終業時刻とタイムカードの打刻時間に乖離が生じるので、研修会に参加していた旨の記録を残しておく方がよいでしょう。



承知しました。一度、社長に相談して研修会の運用を決めることにします。

ONE POINT

① 労働時間とは、会社の指揮命令下に置かれている時間のことをいい、会社の明示または黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は、労働時間に該当する。
② 研修・教育訓練について、業務上義務付けられていない自由参加のものであり、実態も適切な運用がされていれば、その研修・教育訓練の時間は、労働時間に該当しない。

M & A 譲渡し情報

Bolton

業種	所在地	売上高	譲渡希望額
訪問看護／居宅介護支援	関東地方	6,500万円	応相談
建築設計業	関東地方	1億円程度	応相談(s)
精密板金加工	関東地方	1～3億円	応相談(s)
ビルメンテナンス	関東地方	1～5億円	応相談(s)
情報サービス業	関東地方	1～3億円	応相談(s)
内装工事業	関東地方	1～5億円	応相談(s)
足場仮設工事	関東地方	5～10億円	応相談

お問い合わせ先　㈱北関東M＆Aサポート　☎ 027-260-8630